

第4章 施策の展開

1. 誰もが安心して暮らすことのできる環境づくり

(1) 日常生活環境の整備

現状・課題

高齢者も障害のある人も自由に外に出て、それぞれの能力を生かしながら、就労や趣味、地域活動、ボランティア、スポーツ・レクリエーションなど、さまざまな活動に参加できる環境づくりが求められています。

そのためには、不特定多数の人が利用する公的な施設が誰にとっても使いやすく快適なものとなるように、バリアフリー化を進める必要があります。さらに、より多くの人々が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインをまちづくりに取り入れ、すべての人が活動しやすい生活環境の整備を進めることが必要です。

また、本市は通行量が多い国道258号や県道が通っており、交通弱者である子どもや高齢者・障害のある人などにとって、交通安全対策が重要となっています。そのため、歩道の確保など道路の安全対策を充実するとともに、日頃から交通安全意識の向上を図る必要があります。

一方、高齢者などにとっては、日常生活を送る上で移動手段を確保することが必要不可欠となっています。

市民アンケートでは、「公共交通機関の便が悪い」という意見が多く寄せられています。

本市では、養老鉄道や市内巡回コミュニティバス、名阪近鉄バス、岐阜乗合バスが運行しており、公共施設や医療機関などへの交通手段として、また地域住民の日常的な移動手段として活用されていますが、バスの運行本数や車両設備、路線の設定、さらには環境への配慮などの課題も多く、公共交通の活性化に努める必要があります。

市民の声（ワークショップから）

- ・車に乗れない人が困らないまちに。
- ・公共交通機関の便が悪い。
- ・養老鉄道が廃線にならないか心配。
- ・街灯が少ない。夜道が暗い。
- ・踏切が狭い。
- ・歩道がなくて（狭くて）危険なところが多い。
- ・子どもの通学路が危険で安心して通えない。
- ・学生に対して自転車の通学路が少ない。
- ・自転車通学路に段差が多い。
- ・通学途中の橋に柵がなくて危ない（怖い）。
- ・自転車で通るのに草が刈ってなくて邪魔になる。
- ・雪の日にバスが走らない。
- ・市バスのルートが不便なので利用者が少ない。
- ・市バスはお年寄りの乗り降りがしにくい。
- ・バリアフリー化されたところが少ない。
- ・身障者用トイレが少ない。
- ・徒歩で行ける児童公園が少ない。
- ・子どもたちの遊び場、高齢者の憩いの場が一つの施設にあるとよい。

施策の方向性

既存施設のバリアフリー化の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」や「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づいて、公共施設や道路、公園、交通機関等を重点的に、障害者用トイレの整備や障害者用駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターの設置、歩道の段差や急勾配の解消、点字ブロック整備等を進めます。また、民間などの施設のバリアフリー化を促進します。

ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくり

今後、新たに設置する施設などについては、高齢者や障害のある人のための特別な仕様でつくるのではなく、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを進めます。

安全な道路交通環境の整備

高齢者や子ども、障害のある人などが安心・安全に生活していくことができるように、交通弱者の視点に立った道路交通環境の整備を図っていきます。

交通安全教育の推進

交通事故の防止を図るため、地域において交通安全教室の開催を促進するとともに、企業や関係機関と連携してドライバーの交通マナーの徹底を図ります。

福祉有償サービスなどによる移動手段の確保

高齢者や障害のある人などをはじめとするより多くの人々が、気軽に社会参加でき、さまざまな交流を深めることができるよう、福祉有償サービスなどによる地域の交通手段の確保を一層推進します。

公共交通機関の充実

養老鉄道や既存の民営バスルートの存続・充実を関係機関に求めるとともに、鉄道・バス相互の有機的連携などにより通勤・通学者の利便性向上を図り、高齢者や学生など自家用車利用が困難な住民の交通手段となる公共交通機関の確保に努めます。また、地域内のコミュニティバスを住民ニーズに合った運行体系とするよう努め、利便性の向上を図ります。

ワークショップからの意見

地域の取り組み（共助）

- ・自転車の交通ルール講習会の開催。
- ・友達同士で草を刈る（高校生ワークショップから）。
- ・主要道路わきの除草作業。
- ・用水路の除草とジャンボタニシの駆除。
- ・道路の拡幅に協力する。
- ・地域の清掃活動をする。堤防の土手のゴミをなくす。
- ・花を植える。

市の取り組み（公助）

- ・市内中学校にスクールバス制度を導入。
- ・通学路の整備。
- ・車いす・手押し車の通りやすい歩道の整備。
- ・カーブミラーの点検整備。街路灯の整備。
- ・車のない人のため、公共交通の便をよくする。
- ・市バスの利用実態を調査分析し、効果的な運用ルート・時間を設定。
- ・海津市の商店街を利用するための市バスの運用ルートの見直し。
- ・養老線の駒野駅・石津駅と海津町を結ぶバスの整備。
- ・子ども・障害児が遊べる公園の紹介（市内の公園マップづくり）。
- ・みかげの森を子どもの遊び場として開放。
- ・地域で子どもが安全に楽しく遊べる施設づくり（児童館など）。
- ・公園の整備（小さくてもいいので数を増やす）。
- ・花いっぱい運動で、地区の公園や集会所の園芸の応援。
- ・空き地の再利用。
- ・川のコンクリート護岸工事をやめ、できるだけ自然に戻す（水辺と浄化作用）。
- ・道路整備を極力抑え、田園や木立の風景を守る。
- ・市内に身障者トイレを増やす。
- ・弱者にやさしいまちづくり。
- ・段差のない道路・建物を造る。

(2) 適切な福祉サービスの確保

現状・課題

本市では、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉の各施策において個別の福祉計画が策定され、それに沿った福祉施策が進められています。しかし、近年の社会情勢や住民ニーズの多様化などにより、それに対応するための施策の整備・充実が必要となってきています。

市民アンケートでは、海津市の福祉サービスに対する市民の認知度は全般に低い結果となっていますが、市が優先して充実すべき施策としては、「高齢者や障害児(者)が在宅生活を続けられるサービス」が最も多く 30.8%を占めています。

一方、社会福祉改革の中で、利用者が福祉サービスを選択する時代へと移り変わっています。こうした状況のもと、サービスの種類や提供者が多様化しており、利用者が多くのサービスの中から自分に最も適したサービスを選択するためには、福祉サービスについての効果的な情報提供の整備が求められます。

また、社会福祉のニーズが多様化するなかで、生活関連サービスを必要とする人々の層も多様化しています。このようなニーズに対応するためには、既存制度の対象者以外に対しても、従来の生活関連施策以外の取り組みが必要になってきます。

市民アンケートでは、地域でしてほしい手助けとして、「様子を見に行ったり声をかける」、「訪問したり話し相手になる」、「車での送迎など外出の手助け」、「短時間の子どもの預かり」などが多い結果となっています。

市民の声（ワークショップから）

- ・育児教室がたくさんある。
- ・市民プールの教室が充実している。

施策の方向性

在宅福祉サービスの充実

本市で現在策定されている「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」などの各施策により、地域住民が在宅で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの推進を図っていきます。

地域密着型サービスの創設

身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能となるよう、地域密着型サービスの充実を図ります。

地域で気軽に利用できるサービスの充実

高齢者や障害のある人が気軽に集えるサロン活動、子育てや健康づくりに関する教室など、地域において気軽に利用できる福祉サービスの充実を図ります。

事業者の情報公開の促進（第三者評価制度の普及促進）

福祉サービスの向上には、行政はもちろん事業者の意識向上や透明性の高い経営姿勢が重要となります。そのため、サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示を積極的に進めるとともに、客観的な情報提供としての第三者評価制度の普及・促進を図ります。

ワークショップからの意見

市の取り組み（公助）

- ・高齢になっても安心して外出できるサービス。
- ・悪くなったら、すぐに入居できる老人ホーム。
- ・健康な人が利用できる老人ホーム。
- ・働く親の支援（長時間の保育、学童保育の時間延長及び学年の拡大）
- ・小規模で多機能な在宅介護。

(3) 健康づくりの推進と医療体制の充実

現状・課題

わが国の平均寿命は世界最高の水準にありますが、一方で、がん・脳卒中・心臓病・糖尿病などの生活習慣病が増加しています。また、高齢化の進展とともに認知症や寝たきり等の要介護状態になる人が増加しており、医療費や介護負担の増大などが大きな社会問題となっています。

このため、健康づくりについては、生活習慣の改善や運動をするなど、病気にならないよう普段から健康に気をつける一次予防を重視することが重要です。

市民アンケートでは、毎日の暮らしの中で不安を感じることで、「自分や家族の健康に関すること」が51.3%で最も高い割合を占めています。

本市では、保健センター等において、健康相談や健康診査、各種検診、健康教室などを実施しています。今後さらに、「自分の健康は自分でつくる」という考えを広め、市民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組むことができるように、さまざまな機会をとらえて普及・啓発に努める必要があります。

また、必要な時に適切な医療が受けられる医療体制の充実が重要な課題となっています。中核病院としての海津市医師会病院をはじめ、さまざまな医療・保健・福祉機関が連携を深め、医療体制の充実を図っていくことが求められます。

市民の声（ワークショップから）

- ・医師会病院にもっと診療科があればよい。
- ・小児科が少ない。
- ・専門医が少ないので、医療機関の充実を。
- ・病院の立地が悪い。
- ・予防接種の情報がしっかりしている。

施策の方向性

安心して利用できる地域医療体制の確立

生活習慣病の増加などにより、医療需要はますます増加、多様化することが予想されます。そのため、海津市医師会病院を地域医療の中核として病診連携を図り、一次医療(診療所)、二次医療(病院)、三次医療(高次医療)の連携強化、医療機関と介護・保健・福祉分野との連携強化を図り、地域医療体制の確立に努めます。

夜間や休日の救急医療については、海津市医師会病院の夜間救急体制や、海津市医師会を中心とした休日救急体制の充実を図り、関係機関との適切な連携体制の強化に努めます。

また、小児科専門医の確保など医療体制の充実については、西濃地域小児救急医療協議会の中で、広域的な診療体制を確立していくなど、引き続き関係機関と連携していきます。

医療機関における相談体制の充実

高齢者や障害のある人、子どもをもつ親など、すべての人が利用しやすいよう医療機関における相談窓口の充実を図ります。

医療情報の周知徹底

救急医療に関する情報、及び高齢者、障害のある人、子どもなどがそれぞれの病状に応じた適切な医療が受けられるように、医療機関に関する情報提供の充実に努めます。

自主的な健康づくり活動への支援

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むために「海津市健康づくり計画」(平成20年3月策定)を策定し、市民のライフステージに応じた健康づくりの目標を設定します。また、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。

疾病の予防、早期発見の推進

基本健康診査や各種がん検診などの充実と利用促進を図り、疾病の早期発見に努めるとともに、若年層を中心に生活習慣病予防の重要性の周知を図ります。

健康づくり推進事業の充実

健康づくり推進のため、平成18年度より「高齢者への出前講座」でスタートした「ごまめ体操(海津オリジナル体操)」や市民参加型ウォーキング等を今後、さらに地域(自治会等、児童の保護者等)へ普及できるように努めます。

食育支援事業の推進

子どもの成長段階に応じた食に対する生活習慣を確立し、小児(乳幼児期～思春期)の生活習慣病を予防するために、食生活改善推進員とともに「食の学習」の充実を図ります。

身近な地域における健康づくりの推進

地域の既存施設を有効活用し、市民が健康づくりを実践するとともに、健康法を学習・体験できるよう温泉などの地域資源を活かした健康づくり活動を推進します。

ワークショップからの意見

地域の取り組み（共助）
<ul style="list-style-type: none">・健康診断受診の誘い合い。・地産地消。・ヘルシー料理教室の実施（地域の主婦が講師となり、家庭で採れた野菜や自然の中で採取できる食材を利用した料理教室）。・各地域でのスポーツ大会（地区運動会など）の実施。
市の取り組み（公助）
<ul style="list-style-type: none">・健康診断システムの充実。・健康づくりの講演会(出前講座)。・訪問リハビリ。・スポーツサークルやスポーツイベントの紹介。・農業祭（生産者の野菜販売など）の実施。

(4) 関係機関との連携による防災・防犯体制の整備

現状・課題

地域には、さまざまな人々が生活しており、寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者、障害のある人などは、災害や緊急時の避難の際に支援が必要となります。しかし、近隣住民同士のつながりが希薄となっているため、災害や緊急時の救援方法に不安の残る状況になっているとともに、プライバシーの問題で、避難に支援を要する高齢者や障害のある人をどのように把握するかが課題となっています。

また、昨今、全国的に犯罪件数が増加傾向にありますが、この傾向は本市においても例外ではありません。特に犯罪の標的になりやすい子どもや高齢者に対する防犯対策の充実を図っていくことが必要です。

今後さらに、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、近隣住民同士の交流や地域での見守りネットワークを通して、防犯や災害発生時に対応できる地域づくりを進めていく必要があります。

策定委員会からの声

- ・防犯のためには街中を明るくしたいが、防犯灯の電気代負担が重い。商工会が一部負担しているが、それ以外は区の負担になっている。

市民の声（ワークショップから）

【防災】

- ・自然災害に弱い（洪水・土砂崩れなど）土地柄である。
- ・地震対策が心配。
- ・防火用水の施設が完備している。
- ・災害時に助け合える人の輪ができていないこと。

【防犯】

- ・3県の境にあり、犯罪が多い。
- ・変質者が多い（高校生ワークショップから）。

施策の方向性

自主防災組織の育成・支援

地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、水防団・消防団組織の見直しと機能強化を図るとともに、自主防災組織の育成を支援します。

また、防災訓練や地域における防災点検などの活動を積極的に支援します。さらに、女性防火クラブの育成に努めます。

防災ネットワークの構築

災害時における緊急連絡体制を整備するため、関係機関・団体等と連携し、災害時要援護者支援員等の協力を得ながら、防災ネットワークを構築します。また、地域においてはプライバシーに配慮しつつ避難に支援を要する人の把握に一層努めます。

市民の防災意識の高揚

「海津市地域防災計画」やハザードマップの周知活用にも努めるとともに、講習会やパンフレットの作成などにより、防災意識を啓発します。

また、市報や市ホームページなどを通じて災害時における避難場所などの周知を図るとともに、地域における災害発生時の対応マニュアル作成などの検討を図ります。

建築物等耐震化促進事業補助により、建築物の耐震化を進めます。

防災拠点の整備

災害対策の拠点施設や避難施設となる公共施設などの耐震化にも努めるとともに、防災備蓄物資を計画的に配備します。また、防災行政無線の強化や防災ラジオ・ケーブルテレビ等、様々なメディアを活用して、市民への適切な情報提供に努めます。

地域防犯対策の推進

防犯に関する講習会などを実施し、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。

市民等の情報提供により、市民に注意を促すとともに、関係NPO団体等との協力体制を構築します。高齢者などを狙う悪質商法や子どもを巻き込む事件などを防ぐため、啓発や相談活動の充実にも努めるとともに、青少年育成団体や地域の防犯活動への支援を行うなど、地域での安全活動の充実を図り、地域や関係団体・関係機関との連携による防犯活動を展開します。

また、夜間の通行の安全を確保するため、街路灯や防犯灯などの適正配置を進めます。

地域における防犯パトロール組織の整備

地域における犯罪を地域住民で防ぐために、行政、関係団体が連携をとり、地域住民による防犯組織の強化を図り、地域全体で防犯体制づくりを促進します。

ワークショップからの意見

地域の取り組み（共助）
<ul style="list-style-type: none">・消火栓・格納箱の点検を消防団員の下で実施する。・地域の危険な場所の情報、災害時の対応を地域で共有する。・自治会で災害のことを話し合い、役割分担する。・地域ごとに防災訓練を行ない、避難場所を確認する。・各小学校区に青パト隊を作る。・見守りパトロールの輪をボランティアだけでなく親、PTAにも協力してもらい広げる。・市内のPTAや自治会長が集まる時に、見守りパトロールについて話し合い、活動を広げる。・高校生が小中学生の下校時に防犯パトロールなどを行う。・小中学生の登下校をみんなでする。・不審者・変質者と感じた時はすぐに通報する気持ちをもつ。・老人のうわさ話などを利用して、防犯の呼びかけに再利用。

市の取り組み（公助）
<ul style="list-style-type: none">・消火栓を設置する。・防災訓練を行政と自治会が協力して行なう。年1回は市全体で行う。・家屋の耐震診断や補強の助成を行う。・ひとり暮らし老人等がどこに住んでいるか分かるようにする。・防犯灯を増やす。・防犯運動を行なう。・地域見守り隊（ボランティア）の育成、充実。・スピーカーで犯罪・空き巣などの情報を流す。

2 . 住民の声が反映される体制づくり

(1) S O S を見逃さない地域の仕組みづくり

現状・課題

今日の地域社会は、昔と異なり地域のつながりが薄れ、身近な地域で「困った」とSOSサインを出している人々がみえにくくなっています。

ひとり暮らし・寝たきり・認知症高齢者を抱える家族、高齢者世帯、**外国人**など、様々な不安や不自由を持ちながら生活している人たちのSOSを見逃さず、問題を早期に発見するためには、地域の中での見守り活動や民生委員・児童委員などによる訪問活動といった取り組みがこれまで以上に重要です。

また、本市では現在、社会福祉協議会の「近隣助け合いネットワーク」活動があります。これは、誰でも無理なくできる程度の援助活動やふれあいを通して、日常生活を見守り、協力しあい助け合っていこうとする近隣の人達による活動で、今後もさらにその輪を広げていくことが望まれます。

一方、高齢者や障害のある人、子どもへの虐待などが社会問題となっています。子どもへの虐待の場合には通報システムや対処方法が整備されてきましたが、高齢者の場合にも高齢者虐待防止法が施行され、地域包括支援センターの設置など体制の整備が図られつつあります。

虐待を未然に防ぐためには、保護者や介護者の過剰な身体的・精神的負担を軽減するよう、各種保健・福祉サービスの充実を図ると同時に、相談・支援体制の整備の確立が必要となっています。

さらに、女性に対する人権侵害としてDV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシャルハラスメントなどが挙げられます。DVなどの行為は女性の人権を踏みにじる重要な問題であり、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、関係機関等の連携した取り組みが求められています。

施策の方向性

地域の見守りネットワークづくり

身近な地域でSOSを出している人を早期に発見し、解決していくために、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉推進委員、自治会等、NPO、ボランティア、福祉施設、病院・医院、郵便局、新聞配達等の団体や最も身近な隣近所などによる近隣助け合いネットワークづくりを支援します。

虐待防止ネットワークの確立

高齢者や障害のある人、子どもなどへの虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワークを確立し虐待の早期発見・予防に取り組むとともに、虐待が発生した場合の問題解決のため、情報の一元管理や関係機関との緊密な連携体制を整備します。また、保護者や介護者などの身体的・精神的ストレスによる虐待を予防するため、リフレッシュのための事業の充実や相談などにより支援していきます。

女性への人権侵害に関する相談の充実

DVなどの人権侵害に関して気軽に相談できる窓口を設置し、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。また、DV被害者の安全を確保するため、一時的な保護や自立支援など方策の検討に努めます。

ワークショップからの意見

地域の取り組み（共助）

- ・ 地区内のひとり暮らし老人や子どもに声かけをする。
- ・ 隣近所での言葉かけ。
- ・ 自治会で老人の悩みを聞く場をもつ。
- ・ DV・児童虐待と感じた時はすぐに通報する気持ちをもつ。

(2) 相談体制の充実

現状・課題

子どもから高齢者まで、地域住民が抱える課題や問題は様々で多岐にわたっています。また、近くに家族がいない、転入して間もないといった身近に相談相手がいない人や、相談しにくい課題を抱えている人、積極的に声をあげることができない人など、問題を抱え込んでしまっている人も地域のなかにはいると考えられます。

このような課題や問題に適切に対応し解決するために相談が果たす役割は大きく、相談機能の充実が求められます。

市民アンケートによると、「生活をする上で困った時、誰かに相談した」と答えた割合は5割程度、相談した相手としては家族が8割弱を占め、他には知人・友人、親戚など身近な人々に相談しています。

現在、高齢者とその家族に関しては、「地域包括支援センター」が総合相談窓口として設置されており、その他の保健福祉に関する各種相談サービスは、多様な主体により専門分化して提供されています。

今後は、今ある公的な相談窓口の周知や連携を図るとともに、公的機関のみならず身近な地域の中で、民生委員・児童委員をはじめ、福祉推進委員、各種関係団体、NPO、ボランティア等と連携し、気軽に生活に関する相談をすることができる体制づくりと、相談内容によっては、最適な専門の相談機関につなぎ支援していく総合的な相談体制の充実を図ることが必要です。

施策の方向性

身近な相談体制の推進

相談窓口が身近な地域にあることにより、問題の早期発見ができ、多くの問題解決が図られることから、地域住民の見守り活動や民生委員・児童委員、福祉推進委員などによる訪問活動のほか、訪問機会のある事業者などによる見守り活動の充実、市保健師による訪問活動の充実など、地域における身近な相談活動を活発化させ、連携を強化し、いつでも誰でも気軽に相談できる身近な相談体制づくりをプライバシーに配慮しつつ推進します。

総合的な相談支援体制づくり

相談内容によっては、地域の身近な相談窓口では対応できないことや、緊急の対応が必要な場合などに、専門機関につなぎ支援することが必要です。そこで、市や地域包括支援センター、医療機関などの専門窓口、社会福祉協議会等と地域の身近な相談窓口とが連携し、総合的に支援する体制づくりを推進します。

相談員の資質向上

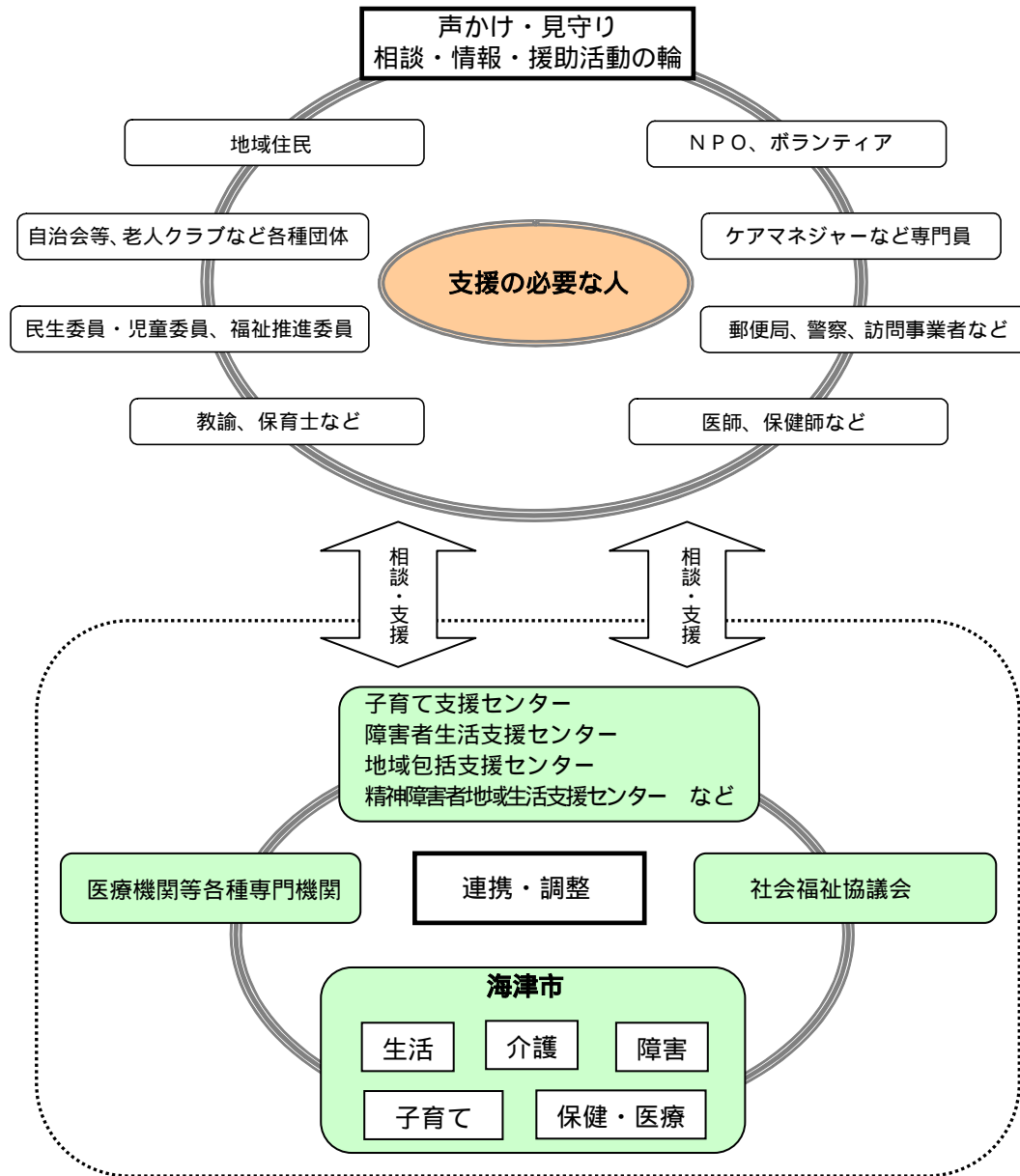
相談内容の多様化、複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、相談員の研修を充実させ、資質の向上に努めます。

ワークショップからの意見

地域の取り組み（共助）

・子育て世代に積極的に声をかけ、相談にのる。

相談支援体制のイメージ



(3) 情報提供体制の充実

現状・課題

利用者自身が福祉サービスを選択し、決定する時代へと移り変わり、サービスの種類や提供者が多様化する中で、自分に最も適したサービスを選択するための効果的な情報提供体制が求められています。

市民アンケートによると、福祉サービスに関する情報が入手できていると回答した割合は2割弱にとどまっており、情報があまり浸透していない状況がうかがえます。また、主な情報源としては市役所の窓口や「市報かいづ」、社会福祉協議会の窓口や「社協だより」が他を引き離して多く、特定の情報源にかたよっている傾向がみられます。

今後は、公的機関のみならず地域内での福祉情報を充実していくとともに、さまざまな情報がどこでも得られるよう、情報のネットワーク化を図ることが求められます。

また、真の参画と協働によるまちづくりを進めていくためには、市民、福祉団体、事業者、行政間での情報の共有が必要です。市で実施している施策や事業を説明し、参画しやすくするための情報公開を積極的に行うとともに、その際の個人情報などの適正な管理も求められています。また、情報を一方的に提供するだけでなく、双方向でのやり取りも重要であり、市民、福祉団体、事業者等からの意見を聞く場や意見交換をする機会を充実させる必要があります。

市民の声（ワークショップから）

- ・市報を見やすく（情報をしっかり市民に伝える）
- ・タウンミーティング（市長 VS 市民）
- ・広報の無線放送が聞こえない。

施策の方向性

情報提供の充実

市報がいづや市ホームページにより情報提供の充実を図るとともに、各地域の社会福祉施設・勤労者施設などの施設においても福祉情報が取得できるよう充実に努めます。また、各関係機関や相談機関において、必要な情報提供を行っているため、今後関係機関との連携により情報の共有化を図ります。

利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実

市民が必要とする情報を世代の違い、障害の有無、国籍の違い、その他さまざまな生活上の違いにかかわらず、誰もが適切に得られるよう情報提供の一層の充実に努めます。

市政に関する情報提供と意見交換の機会の充実

市政への市民参画を進める視点から、情報公開コーナーや市ホームページの内容の充実を図り、市の施策や事業に関する情報提供体制の充実に努めます。

また、情報公開条例、個人情報保護条例の適正な運用を図るとともに、市長への便り、市長との対話室、市政懇談会の開催、パブリックコメント制度など、意見交換の機会を充実させます。

ワークショップからの意見

市の取り組み（公助）
・市の行政説明会と市民の意見交換会を地域で開く。

(4) 福祉サービス利用者の権利擁護

現状・課題

福祉サービスの提供が「措置」から「契約」へと移り変わってきている現在、安心してサービスの提供を受けるための方策がますます重要となってきました。

福祉サービスの利用に関して、問題が発生した時の解決や改善のための方策などが必要です。

また、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など、自己決定能力が十分ではない人に対するサービス利用の手続きの援助も求められています。そのために、*日常生活自立支援事業や成年後見制度といった制度や、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、精神障害者地域生活支援センターでの相談事業があります。しかし、これらの事業・制度についての周知は十分とは言えず、また、成年後見制度については利用しにくい状況がみられています。

今後は、制度の円滑な利用に向けて、関係機関や関係団体との連携や日常生活自立支援事業の推進、成年後見制度の普及啓発を促進することが求められます。

*日常生活自立支援事業：旧地域福祉権利擁護事業

施策の方向性

日常生活自立支援事業の推進

サービスの適切な利用を支援したり、判断能力が十分でない人などに対して相談・福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスを行うため、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業を推進します。

成年後見制度の普及

判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護について、代理権などの権限が与えられた成年後見人が本人を保護する成年後見制度について、その内容を広く周知するとともに、今後、親族以外に成年後見人になると考えられる弁護士や司法書士などの団体と協議し、制度の利用支援を検討します。

3 . ふれあい、支え合いの意識づくり

(1) 人権尊重の意識に立った地域づくり

現状・課題

21 世紀は人権の世紀といわれていますが、社会福祉の基礎は、基本的人権の確保と、他人を思いやり、お互いに助け合おうとする意識にあります。

支え合い共に生きる地域社会において、お互いの人権を認め合う姿勢を地域づくりの根幹に位置づけ、人権尊重の地域づくりに取り組む必要があります。

また、男女共同参画社会基本法の施行に伴い、女性がひとりの人間として自己実現を図ろうとする意識が高まるとともに、女性の社会進出がいろいろな分野で進んでいます。家庭や社会の中には、男女の固定的な性別役割分担意識も根強く残っており、女性の社会参画をはばむ一因となっています。

地域活動が活性化されるには、すべての市民の基本的人権が保障され、不平等感が解消されることが前提であり、地域全体があらゆる差別を許さないという意識の高まりが必要です。

本市では「人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発活動の総合的かつ効果的な推進を図っています。また、「海津市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会実現のために総合的、計画的に取り組んでいます。今後も地域において、人権と男女共同参画についての正しい理解を普及するための取り組みを推進していきます。

施策の方向性

人権尊重に関わる啓発・広報活動の推進

海津市からあらゆる差別や人権侵害をなくすため、市報・市ホームページなどによる広報活動を日常的に行うとともに、人権週間における人権啓発講演会の開催、各種人権啓発パンフレット等の配布等の充実を図ります。

人権教育の充実

人権についての正しい理解と認識を深め、人権意識・人権感覚を身につけるために、学校教育や生涯学習などあらゆる場を通じて人権教育の充実を図ります。

男女共同参画の推進

「海津市男女共同参画プラン」の啓発・広報活動の充実を図ります。また、プランに基づき、男女共同参画社会への市民の理解を深め、家庭・地域・学校・職場等における慣習・しきたりの見直しや、自治会等地域活動における女性の参画や市民リーダーの育成を促進します。

人権に関する啓発・学習活動への支援

地域や職場、学校などにおいて人権問題の学習会に取り組むとともに、啓発ビデオや機材等の学習教材の貸し出しを行い、学習活動の支援を行います。

(2) 生きがいがづくりと交流の促進

現状・課題

高齢者や障害のある人の生きがいのひとつとして、地域の人々とのふれあいは極めて重要です。

市民アンケートでは、現在、自治会等、老人クラブ、子ども会、PTA、女性の会の活動などの地域組織や地域のスポーツ団体・サークルなどの活動を行っている人は37.4%で、その主な活動は、「区・自治会（自治会等）」、「老人クラブ」、「スポーツ団体」、「子ども会」などとなっています。また、活動の目的としては、「隣近所とのふれあいを求めて」が42.2%で最も高い割合を占めています。

本市では、老人クラブの友愛訪問、社会福祉協議会のふれあいきいきサロンの展開、保育園・幼稚園、小学校・中学校・高等学校の園児・児童・生徒との交流活動などを通じて、積極的に高齢者同士の交流を図っています。

今後も、ふれあい・交流を通じて地域のつながりを強化し、高齢者や障害のある人、子育て中の親子の閉じこもり等を防止し、生きがいがづくりにつなげていく必要があります。

また、地域の人々の交流や地域活動をするにあたって、公共施設等の既存資源を活用した場づくり、拠点づくりも必要です。

さらに、市民一人ひとりが地域福祉に関する学習を通して交流し、実際の活動へつなげていくための仕組みづくりも必要です。

策定委員会からの声

- ・老人クラブ連合会の取組みを紹介したい。地域見守り活動について昨年あたりから声を大にしている。新聞配達員が新聞が溜まっていることから、ひとり暮らし老人の異変に気付いたケースがある。親子関係が疎遠になっている。近所づきあいが難しい。拒絶される。地域でどうすればよいか、どこまで踏み込んでいけるか、難しい問題だ。高齢者の数はこれからもっと増えてくる。地域におけるネットワークづくりが必要。地域の連携を深め、垣根を取っ払い、風通しをよくすることが必要である。その他の活動として、海津センターの西隣の木曽三川公園パークセンターで水仙づくり、土手、池、川周辺に日本タンポポの植栽を行なっている。昨年は80名の参加があった。福祉とは、地域住民の普段の暮らしのしあわせに貢献することだと思って取組んでいる。ただ、タンポポをそこまで持っていく交通手段をどうするかという問題がある。
- ・子ども会で青少年を担当している。それぞれの団体がいろんな活動をしているが、子どもの活動も意識的に来てくれるのは1～2人である。子どもたちには交通手段がない。各地区の役員が送迎をしているので、役員の負担が大きい。結果、役員のなり手がないということになる。役員だけがやるのではなく、会員すべてが同じ意識レベルで動くことを共通理念としたい。子どもたち有志で校区ごとにできるだけ特色ある活動を行い、今までにやっていたこなかった新しい試みで閉塞感を打ち破りたいと考えている。
- ・外出支援について、巡回バスの充実を求める声など交通の問題が大きい。財政的問題もあるが、アンケート結果で、自分でできる支援の中に外出支援がある。結びつけることはできないか。

市民の声（ワークショップから）

- ・あいさつをしてくれる人が多い。
- ・家の周りの人々との関わりが少なくなった。
- ・近所との連帯感はとてもよい。共同作業の輪がしっかりしている。
- ・高齢者、若者、幼児が幅広く集まる場所づくり。
- ・お互いの顔を覚えるために、老人、子ども、若者が共に活動できる機会をつくる。
- ・合併によって公共施設の使用料が必要となり、不便を感じる。

施策の方向性

住民自身の日常的な取り組みの推進

地域では、住民がお互いを信頼し助け合うために、基本的な人間関係や近所づきあいを築いていくことが大切であり、住民同士の声かけやあいさつ運動をさらに実践します。

社会参加の促進

地域のひとり暮らし高齢者や障害のある人、子育て中の親子など、孤立しやすい人々が社会参加できる機会を増やすことにより、孤立感の解消や生きがいづくり、健康づくり、介護・認知症の予防などにつなげます。

世代間交流の促進

地域のあらゆる人々の交流は、高齢者や障害のある人にとっては生きがいづくりに、子どもにとっては社会性や協調性を養うことにつながります。また、高齢者の知恵や技能を生かした交流や地域の伝統文化・歴史にふれる活動など世代間交流を促進します。

老人クラブ活動への支援

本市の老人クラブは近年、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。

老人クラブは、健康・友愛・奉仕の目標を掲げ、会員相互の親睦や高齢者が自ら得た知識・経験・技術を活かした社会貢献などを行う団体として、今後、地域福祉の担い手としての役割がますます期待されます。

そのために、魅力を感じる老人クラブづくりを目指して、会員の創意工夫による自主活動や魅力ある企画の実践を支援していきます。

また、単位クラブ間の交流、他の地域団体との交流、地域行事への参加を促進するとともに、未加入者のクラブへの参加を働きかけていきます。

地域行事の活用による住民交流の促進

地域において運動会や祭り・盆踊りなど地域で昔からある行事とともに、新たな地域イベントを開催し、地域での交流、ふれあいの場づくりに努めます。

既存資源の活用による地域拠点づくり

地域の社会福祉施設・勤労者施設などをはじめ、地域のさまざまな資源（集会所・空き店舗・空き教室等）を活用して、話し合いや情報交換、サロン活動など、誰もが気軽に交流が図れる地域交流の拠点づくりを進めます。

多様な学習機会の確保

学習する意欲のある市民に対し、個人のニーズに応じた学習の機会や情報を提供します。

ワークショップからの意見

地域の取り組み（共助）

- ・あいさつ運動・声かけ運動を広める。
- ・老人会など地域の活動に参加できるよう、お互いに働きかける。
- ・子ども会活動を活発に。
- ・子どもと地域の人との交流会の実施（郷土に伝わる話や伝承文化を知る）。
- ・自治会等で幅広い交流の場（地域の清掃・スポーツ大会など）をつくる。
- ・地域ごとに3世代が交流できる行事を増やす（パターゴルフなど）。
- ・3世代で取り組む地域の活動を増やす。
- ・各地域でスポーツ大会（地区運動会）の実施。
- ・毎月第4土曜日を「地域活動の日」として、いろんな企画を実施する。
- ・昔から引き継いできた祭事を次世代の子どもたちとともに盛り上げる活動の場づくり。
- ・近隣ふれあいネットワーク事業を今後も地域で継続する。
- ・高齢者のボランティア利用。
- ・農産物の加工品をつくる。
- ・地域で料理教室や「四季の花」づくり。
- ・公民館でサークル活動。
- ・作品展やミニコンサートの実施。
- ・学校行事に地域の方を招待する（高校生ワークショップから）。

市の取り組み（公助）

- ・市の施設を利用するための手続きを簡単に、また利用料を安くする。
- ・伝統文化を伝えるための助成金制度。
- ・使用しなくなった施設（幼稚園など）を高齢者が利用できるサロンとして開放する。
- ・スポーツ教室を開く。
- ・民間人によるイベント推進会議の場を設ける。

(3) 多様な活動団体同士の交流・連携

現状・課題

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置づけられており、市全体の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結びつけていくための重要な役割を果たしていくものとして期待されています。

しかし、市民アンケートによると、社会福祉協議会を「知らない」人や「名前は聞いたことがあるが、活動内容までは知らない」人が過半数を超え、社会福祉協議会についてよく知らないことがうかがえます。

今後は地域に根ざした事業を促進させるため、これまで以上に幅広い地域住民の参加を積極的に進め、関係機関や団体等との連携を強化し、活発に地域に入り地域福祉を推進していくことが必要となります。

さらに、地域で多くの人々が求めている福祉活動や、先駆的な福祉活動を行っている住民団体や民間企業などと連携を図るとともに、ボランティア・NPOの協力を得ながら支援を進めていく必要があります。

民生委員・児童委員は、住民にとっての身近な相談者として設置されていますが、市民アンケートによると、民生委員・児童委員という名称は86.2%が知っており浸透しています。しかし、自分の居住地区の委員を知っている人は60代以上では6割近くいますが、18～30代では2割弱という結果になっています。また、実際に活用したケースは数%にとどまっています。今後は地域での福祉の担い手として積極的に地域に入り、地域住民と関係機関や団体等との橋渡し役として、若い世代にも親しまれ、気軽に相談できることが望まれます。

策定委員会からの声

- ・地域福祉をスムーズに進めるためには、民生委員や地域の福祉推進委員が非常に重要な役割を担うと思うが、民生委員を選ぶ場合、受け手がいないという問題もある。アンケートでは90.2%の人が民生委員に相談したことがないという結果だが、こちら辺りに問題があると感じた。気軽に相談に行けるにはどうすればよいかを考えないといけない。ひとり暮らし老人も増えているが、相談に行っていない。敷居が高いと感じている。

市民の声（ワークショップから）

- ・社会福祉協議会の取り組みがよい。
- ・社会福祉協議会が高齢者の事業を活発に行っている。

施策の方向性

社会福祉協議会との連携強化

住民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉を推進していく上での中心的な組織として位置づけ、事業運営などに対する支援を実施し、地域の福祉活動を推進していくための連携を図っていきます。

民生委員・児童委員などとの連携強化

民生委員・児童委員、福祉推進委員をはじめ、老人クラブ、女性の会などの団体は小地域における地域福祉推進の担い手であることから、住民とともに活動するリーダーとして、それぞれの特性や役割を活かして、主体的な活動が展開されるよう、ネットワークの構築を図ります。

団体・事業者などとの連携推進

自治会等をはじめ地域の各種団体や市民グループなどが自主的に取り組む福祉活動を支援しその充実を図るとともに、NPOや民間企業の協力を得ながら福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡大を図ります。

4 . 地域の福祉基盤の組織づくり

(1) 地域福祉の担い手の育成と支援

現状・課題

地方分権という時代の流れにおいて、福祉活動をはじめ、まちづくりへの住民の参画は必要不可欠なものとなっています。これからは、生活全般にわたる住民の福祉ニーズに対応できる体制を地域で確立していく必要があります。そのためには行政やサービス提供を行う福祉事業者だけでなく、ボランティア、関係団体等、様々な人々の協力・連携のなかで、住民一人ひとりが自らの役割を認識し、それぞれの責務を果たすことが必要です。

市民アンケートによると、ボランティア活動については、どの年代も「全く参加したことはなく、今後も参加したいと思わない」という人が最も多く、若い年代ほどその割合は高い結果となっています。しかし、「全く参加したことはないが、今後参加したい」とする人も 18～50 歳代では 3 割程度あります。ボランティア活動については、参加する意思のある人と全くない人とに二分されていることがうかがえます。

今後、ボランティアに関する講座の開催やボランティアに関する情報の発信、相談・活動の場と機会の確保など、活動へのきっかけづくりや環境整備をすることで、ボランティア活動に関心のない人たちにも、自分にできる範囲で協力して取り組んでいく「協働」という考え方を浸透させていくことが求められます。

地域福祉を担うボランティアは不足しており、今後、高齢者や障害のある人の知識や経験を地域の福祉活動に生かしていく取り組みをはじめ、青少年のボランティア活動も推進していく必要があります。

また、手話・ガイドヘルパー・要約筆記等のボランティアの育成も求められており、専門的な技能を持つボランティアについては、計画的な育成が必要となっています。

策定委員会からの声

- ・アンケート結果で、ボランティア活動に参加したくないという人が多いのは残念だ。ボランティアはゆとりとお金のある人がやるものという意識がまだ強い。ボランティアに参加するとまわりから変な目で見られる現状もある。身近なところで気軽に参加できるのだというように意識を変えていく必要があると感じている。
- ・今年度、社協の事業として、レクリエーションインストラクター講習を実施した。当初 30 名程度を予定していたが、50 名の参加があった。参加者の中から、レクリエーション協会を設立したいという声が出て、2月17日に40名ほどで立ち上げられた。大きなひとつの成果だと感じている。また、子育て支援指導者講習会を6回の予定で実施しているが、こちらは12名の参加しかなかった。参加者は前向きに取り組んでおられるが、参加者が少ないのは残念だ。

策定委員会からの声

- ・アンケートでは、ボランティアに関する研修や講習会へ参加したい人は多いが、現実には海津市でボランティア連絡協議会や社協のボランティアセンターに登録している人、また、登録せずにボランティア活動をしている人、その方たち全員を対象とした講習会は今のところない。社協の講習会や研修会に広報や中京大学を通じて参加要請しても、実際の参加者は役員等が多く、自主的に参加する人は少ない。我々のボランティア協議会は合併以降、設立してからまだ1年半なので、研修会というより、交流会を8月に実施した。200人程度の参加者があったが、若年層は少なかった。

市民の声（ワークショップから）

- ・地域でできるボランティア活動を増やしてほしい。
- ・スクールボランティアの人の活動が活発である。

施策の方向性

地域福祉における協働意識の醸成

地域福祉を考えるうえで基本となる協働の意識について、市報やパンフレット等による啓発や、ホームページ等による情報提供を行うとともに、「まちづくり講座」、「団塊の世代講座」等の開催により、市民参画の機会を提供し、協働意識の高揚を図ります。

一方、「子どもまちづくり講座」など、子どもの頃からまちづくりに参画できる機会を提供することにより、協働意識の高揚を図るとともに、まちへの愛着を深める取り組みを推進します。

ボランティア活動の普及・啓発

市報がいづや市ホームページなどを活用し、市民にボランティア活動を普及・啓発するとともに、企業などに対し社会貢献の理解を働きかけます。また、地域においても、ボランティア活動への参加を呼びかけます。

ボランティアセンターの機能充実

社会福祉協議会と連絡・連携し、海津市ボランティアセンターの機能充実に努めるとともに、ボランティア活動に意欲のある市民・団体などのボランティア登録を促進し、ボランティアをしたい人と必要としている人の需給調整など、コーディネート機能の充実を図ります。また、利用者の必要に応じてNPOなどが行う有償の活動の情報提供に努めます。

ボランティア講座、体験事業の充実

社会福祉協議会と連絡・連携し、ボランティア講座の受講修了者が市の各種福祉事業等へ参画できるよう、フォローアップします。

ボランティアコーディネーターの育成

社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を指導するボランティアコーディネーターの育成を支援します。

ボランティアの資質向上

社会福祉協議会と連携し、ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り、資質向上を支援します。また、活動の核となるリーダーの育成を図るとともに、専門的な技能が必要な手話・ガイドヘルパー・要約筆記等のボランティアの育成も支援します。

高齢者、障害のある人のボランティア活動の推進

高齢者や障害のある人などが自らの経験や知識を地域の福祉活動に生かすことで、生きがいを持って地域生活を送ることができます。地域福祉活動の人材確保が必要とされる中、社会福祉協議会と連携し、こうした高齢者や障害のある人などのボランティア活動への参加を推進します。

青少年のボランティア活動の推進

地域において青少年がさまざまなボランティア体験をすることにより、相手の立場に立ってものごとを考える姿勢を身につけるとともに、社会に貢献する意識を培うことができるよう、社会福祉協議会と連携して、青少年のボランティア活動への参加を推進します。

資格を活かしたボランティア活動の推進

看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士などの資格を有する市民のボランティア登録を推進し、その資格を活かしたボランティア活動ができるよう、社会福祉協議会と連携して、有資格者のボランティア活動への参加を推進します。

民生委員・児童委員等への研修会や講習会の充実

住民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、また、住民の多様な相談内容に的確にアドバイスが出来るよう、研修会や講習会を充実させ、資質向上や地域への積極的な関わりを推進します。

福祉推進委員の活動支援

地域の福祉ボランティアとして活動する福祉推進委員について、社会福祉協議会と連携しながら、活動充実のため必要な支援をします。

ワークショップからの意見

地域の取り組み（共助）
<ul style="list-style-type: none">・高齢者の経験を活かすため、地域でボランティアとして役立てる場所をつくる。・若者のグループ活動が活発になるよう、リーダーを養成する。
市の取り組み（公助）
<ul style="list-style-type: none">・シルバー人材センターへ登録するように働きかける。・各ボランティアが集える場を多く設ける。・市内のボランティア活動を地区ごとに紹介する。

（２）地域課題を解決できる仕組みづくり

現状・課題

これからの地域福祉を推進していくためには、地域住民一人ひとりの参画が必要不可欠であり、そのための推進体制・組織をどのようにつくっていくかが今後の重要課題となってきます。

地域で暮らす元気な高齢者や、豊富な知識・経験・能力を持った企業の定年退職者などの地域の人材と、サービス提供を行う福祉事業者や地域の各種団体、民生委員・児童委員、福祉推進委員、母子保健推進員、食生活改善推進員等との連携、協力の体制をつくる必要があります。

さらに、多様化する福祉ニーズに対してNPOやボランティア、住民主体の地域事業であるコミュニティ・ビジネスなどの担い手が福祉サービスづくりを促進させていくことが必要です。

また、既存のボランティアや地域活動団体について、その活動の活発化を図るための環境整備も必要です。

今後、地域住民が日常生活において協力し、支え合うことのできるネットワークを構築するとともに、地域で率先して活動しているあらゆる組織の活動を支援する体制の構築が求められます。

策定委員会からの声

- ・保育関係者から一言。現在、12の保育園(民間7、公立5)のすべてで子育て支援サービスを実施している。利用する人は頻繁に利用しているが、利用していない人には制度が浸透していない。多くの人にPRする必要がある。

施策の方向性

協働自治のためのしくみづくり

市民と市(行政)との協働自治を実現するため、市民主体のまちづくりに対する支援策の充実に努めるとともに、「自治基本条例(仮称)」の制定を検討するなど、協働自治のための仕組みづくりを進めます。

高齢者等による地域支援体制づくり

地域で暮らす元気な高齢者や、企業を定年退職した人が持つ豊富な知識・経験・能力などを地域活動のなかで十分に活用できる方法を検討します。また、それらの人に対して、地域における支援活動への積極的な参加を促進し、地域住民がみんなで互いに支え合う地域支援体制づくりを促進します。

各種団体との連携

サービス提供を行う福祉事業者や地域の各種団体、民生委員・児童委員、福祉推進委員、母子保健推進員、食生活改善推進員等との連携を深め、地域の人材との協力体制を充実させることにより、高齢者、障害者、児童、子育て中の親などの抱える地域課題が解決できる組織体制の構築を目指します。

地域子育て機能の強化

市内の保育園や幼稚園、学校をそれぞれの地域における子育て拠点と位置づけ、園児・児童と地域住民との交流や、子育て中の親同士の交流を促進します。また、保健センターの活用や地域における子育て拠点の充実に努めます。

子育て支援コーディネーター等を配置し、各専門職やボランティアと密に連絡調整を図りながら、子育て支援を必要とする市民とサービスや支援とを適切に結びつけるよう努めます。

食生活改善活動の支援

食を通じて子どもから高齢者まで声かけができるよう、食生活改善推進員による食育活動を支援します。

障害者・高齢者等の就労に対する支援

働ける能力と意欲を持っている障害者や高齢者に対し、就労を促進するためハローワークや関係機関等と連携を図り、情報提供に努めます。また、障害者の通所する作業所等の運営、高齢者の生きがい対策と合わせた就労の場づくりも支援していきます。

多様な活動主体の育成、支援

多様化する福祉ニーズに対応するため、NPOやボランティアなどの協力を得ながら、多様な主体が担い手となった福祉サービスづくりを育成、支援していきます。

福祉関係のNPOへの支援と連携

福祉関係のNPO団体の新規設立に向けた情報提供などの支援を行います。また、既存福祉関係のNPOとの話し合いの場を設け、連携を強化します。

ワークショップからの意見

地域の取り組み（共助）
<ul style="list-style-type: none">・地域で子育ての見守りを。・各会社や工場が連携し、子どもを預かる施設をつくる。・ひとり暮らし老人の見守りを知人としたい。
市の取り組み（公助）
<ul style="list-style-type: none">・児童館を設置する。・企業や工場の誘致を行なう。

(3) 地域福祉推進の核となる組織づくり

現状・課題

以前は、地域における近隣の関係は隣同士が助け合うという意識が一般的でした。また、自治会等は住民が生活をする上でなくてはならないものでした。

しかし、社会構造の変化により地域での住民の結びつきは次第に薄れつつあります。

一方、支援を必要とする人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、人々のつながりや福祉への理解が大変重要となっています。

こういった地域社会をつくるには、地域福祉推進のための社会福祉協議会活動をさらに充実させる必要があります。そのため、小学校区などの生活圏を基盤として、福祉活動を進める住民団体の「地区社会福祉協議会」の組織化が望まれます。地区社会福祉協議会では、近隣での見守り・声かけ運動、広報紙の発行、介護教室やボランティアスクールの開催、サロン活動など、地域の特色に合ったさまざまな活動に取り組むことで、地域における福祉の理解者を増やし、地域福祉活動の展開に大きな役割を果たすことになります。

施策の方向性

地区社会福祉協議会の組織化

地域福祉による支え合いが発揮されるよう、社会福祉協議会における地区社会福祉協議会の組織化を支援します。

地域活動計画作成の支援

地域におけるニーズや生活課題を把握し、課題解決に向けてのアクションプランづくりを支援していきます。

ワークショップからの意見

地域の取り組み（共助）

- ・自治会単位の助け合い組織。
- ・村の寄り合いを大事にし、参加し、相手や相手の意見を尊重し、合議をめざす。

(4) 社会福祉の理念の養成及び浸透に向けた福祉教育の推進

現状・課題

社会福祉の基礎は、基本的人権の確保と、他人を思いやり、お互いに助け合おうとする意識にあります。しかし、社会の変化や少子高齢化、家族形態の多様化が進み、地域社会での交流が減ってきており、人と人との心のふれあいを通して思いやりやいたわりの心を育む機会が少なくなっています。

子どもから大人まですべての市民がお互いの気持ちや親切心を大切にし、思い合える心を育てていくことが地域福祉を推進していく上で重要です。

こうした気持ちを育てていくためには、子どもの頃からさまざまな社会体験やボランティア活動を通して人と人との交流、世代間との交流の機会を多く持つことが大切です。

現在、市内の保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校では、福祉施設への訪問や地域の高齢者との交流など様々な活動を通じて福祉教育を推進しています。また、社会人講師など高齢者の学校教育への参画も進んでいます。

今後も小学校・中学校・高等学校における「総合的な学習の時間」などを有効に活用して、子どもの頃から福祉の心を育てていくことが重要です。

また、地域においても小学校・中学校・高等学校の児童・生徒等による高齢者や障害のある人への支援活動や交流活動、また、地域行事を通して世代間の交流を行うことにより、このような活動をさらに広げていくことが求められます。

施策の方向性

地域での福祉に関する学習機会の提供

ひとりでも多くの方が福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神について理解し、自らが積極的に行動することができるよう、社会福祉協議会と連携してワークショップやフォーラム、座談会などを開催し、地域で福祉について学習する機会を提供します。また、そのなかから地域ごとの問題点や課題を洗い出し、今後の対応策を検討します。

家庭における地域福祉教育の推進

家庭において親から子へと地域福祉教育がなされるために、親を対象とした地域福祉に関する勉強会の実施を検討します。また、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと福祉に関する教育が受け継がれるように意識啓発を行います。

学校教育における福祉教育の推進

学校教育の中で、市の教育部門と保健福祉部門、社会福祉協議会が連携して、福祉教育のカリキュラムを体系化し、課外活動の時間や総合的学習の時間などを活用し、体験型の福祉教育を一層推進していきます。また、将来、福祉などの進路を希望する子どもたちへの指導を充実します。

生涯学習活動による市民意識の向上

生涯学習活動として、地域福祉活動に関する講座を充実し福祉教育を進めます。また、地域においては人権学習や世代間交流事業などを積極的に取り入れるなど、地域福祉に関する学習機会の促進を検討します。

住民や児童・生徒と福祉施設などとの日常的な交流の促進

地域においては、住民や児童・生徒と福祉施設などとの日常的な交流を促進します。